# **SAMPLE**

日本玩具協会 印

1. EN71-1,2,3 (<u>14歳未満の子供を対象</u>) に対応する、日本の玩具安全の要求事項は、 次のとおりである。

### (1) 法的要求事項

「<u>6 歳未満の子供を対象</u>とする、厚生労働大臣の指定する玩具」についての要求事項(食品衛生法)

(食品衛生法は EN71-3 の一部に対応。しかし、EN71-3 は食品衛生法の玩具規制 の全てをカバーするものではない。)

### (2) 任意規格

公益法人である日本玩具協会が策定した玩具安全基準(ST 基準)。

(注1) ST 基準は14歳以下の子供を対象。

ST 基準は EN71-1,2,3 の一部に対応。しかし、EN71-1,2,3 は ST 基準の 全てをカバーするものではない。

- (注2) 日本玩具協会は、経済産業省の認可した公益法人。
- (注3) ST 基準は、上記の食品衛生法の乳幼児玩具の規格基準に係る法的要求 事項を全て包含している。
- (注4)日本玩具協会は、ST基準に基づきSTマーク制度を運用している。
- (注5) 日本玩具協会の指定する検査機関により ST 基準への適合が確認された 玩具は、日本の市場で販売する際に、ST マークを付すことができる。
- 2. EN71-1,2,3 は欧州の玩具安全規格であり、日本の市場で玩具を販売するために必要な要求事項ではない。
- 3. 上記1及び2の記述については、日本の権限当局に内容に誤りがないことの確認を得ている。

#### 権限当局

食品衛生法 厚生労働省 医薬食品局 食品安全部 基準審査課 電話 81-3-3595-2341

Fax 81-3-3501-4868

## ST 基準 経済産業省 製造産業局 日用品室

電話 81-3-3501-1705 Fax 81-3-3501-6794

4. 日本玩具協会は、中国の税関に対し、この文書を提出した企業の日本を輸出仕向国とした玩具について、速やかに通関手続を進めることを要請する。